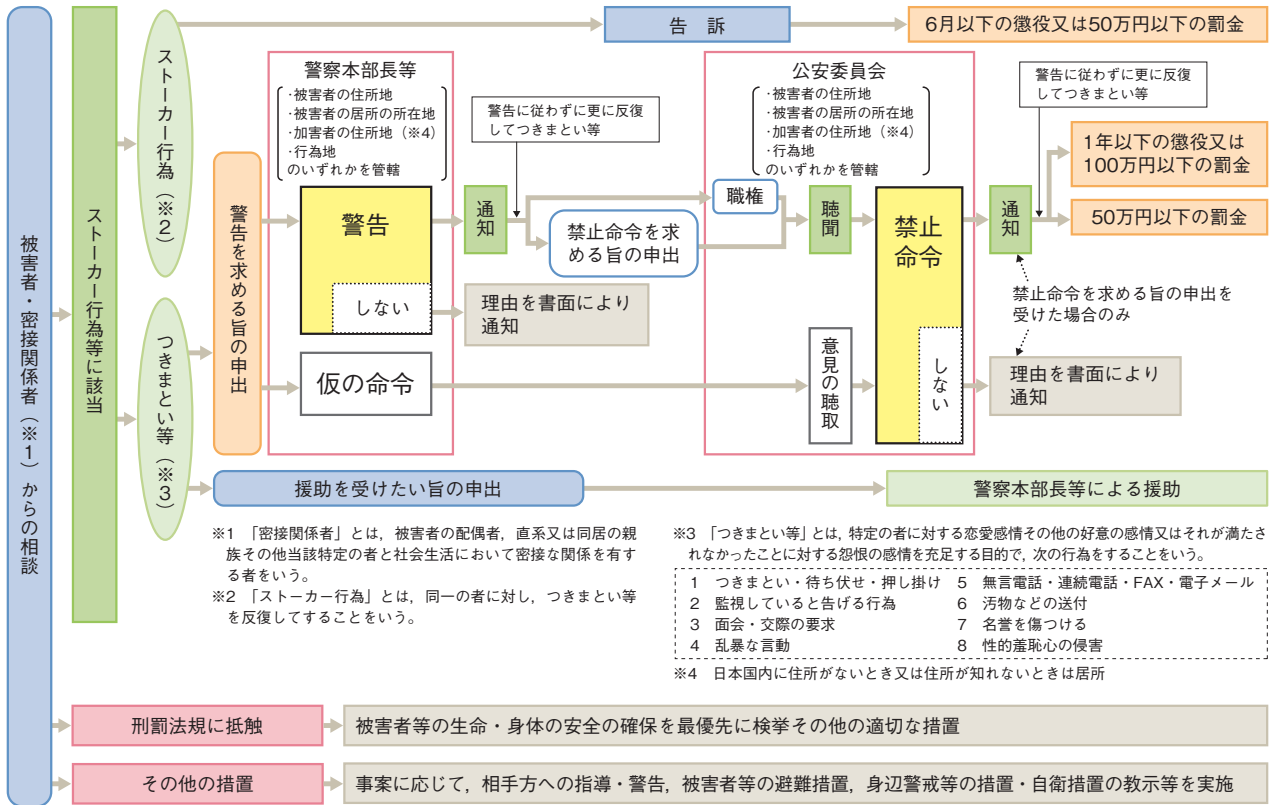


ストーカー事案に対する警察の対応の流れ



※1 「密接関係者」とは、被害者の配偶者、直系又は同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。  
 ※2 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう。

※3 「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、次の行為をすることをいう。

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押し掛け | 5 無言電話・連続電話・FAX・電子メール |
| 2 監視していると告げる行為    | 6 汚物などの送付             |
| 3 面会・交際の要求        | 7 名誉を傷つける             |
| 4 乱暴な言動           | 8 性的羞恥心の侵害            |

※4 日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所

(16) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号160】

人身取引対策に関する関係省庁において、「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、被害者保護のための各種施策を推進している。

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、平成22年6月には、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を、平成23年7月には、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」をそれぞれ申し合わせ、両申合せに基づき、関係省庁で適切な措置を講じている。

また、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、平成25年6月、「外国人労働者問題啓発月間」に、同年11月、「女性に対する暴力をなくす運動」にそれぞれあわせ、人身取引に係る政府広報を実施した。

さらに、25年9月、人身取引被害の防止及び人身取引被害者の保護を一層推進するため、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議

とNGO関係者の協議の結果、人身取引と疑われる事例をNGO関係者が把握した場合には、現場レベル及び国レベルの公的機関に確実に通報することで両者の合意を得た。

(17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

【施策番号161】

法務省において、犯罪被害者等に配慮した捜査・公判活動を行うため、検察官などの研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(18) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号162】

検察庁において、被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支

援に携わる「被害者支援員」を配置し、特に大規模庁においては、常時複数名を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助けなどをするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体などを紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援団体の関係者を講師に招いているほか、日々の活動として、被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、被害者支援状況についての情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図るとともに、被害者支援員の意義や役割についても記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援関係機関・団体等に配布するなどして被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

また、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、検察庁に、被害者相談専用電話であるホットラインを置き、被害者支援員等が電話対応をしている（P31【相談先整理番号56】参照）。

### (19) 地方公共団体に対する子ども・若者育成支援についての計画に関する周知

【施策番号163】

内閣府において、都道府県・政令指定都市に対し、平成24年1月に開催した都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議において、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知した。

### (20) 「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実

【施策番号164】

法務省の人権擁護機関において、平成25年6月24日から同年6月30日までの間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」（「子どもの人権110番」については、P9【相談先整理番号8】参照）とし、相談時間を延長するなどして虐待・いじめ・体罰等、子どもの人権問題に関する相談に積極的に応じており、同強化週間は平成26年度も実施を予定している（6月23日から6月29日まで）。

また、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」（「女性の人権ホットライン」については、P13【相談先整理番号13】参照）を実施して相談体制の充実に努めているほか、高齢者、障害者を対象とした全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施や、全国8か所の法務局・地方法務局に英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」の開設など、犯罪被害者等からの人権相談に幅広く応じている。

平成25年中における犯罪被害者等からの相談件数は312件であった。

子どもの人権110番ポスター



提供：法務省